

契 約 書

1. 件名 派遣職員雇い上げ（平成29年10月信頼性保証部）
2. 単価 1時間あたりの単価：金 円（消費税及び地方消費税は含まない）
3. 契約期間
平成29年10月23日～平成30年8月3日
4. 契約保証金 全額免除

上記について、独立行政法人医薬品医療機器総合機構 契約担当役 井上 誠一（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、下記の各条項に従い労働者派遣契約を締結する。

（適用）

第1条 この契約条項及び別紙仕様書は、派遣職員の雇い上げにおける労働者派遣契約に適用するものとし、各当事者は信義に従ってこれを履行しなければならない。

（契約の目的）

第2条 乙は、この派遣業務の実施にあたっては、別紙仕様書に記載した条件に適合するように実施しなければならない。

（派遣代金）

第3条 甲は、乙に対して労働者派遣に対する派遣料及び割増派遣料（派遣労働者を休日又は時間外に就業させた場合等）を1ヶ月分をとりまとめ、その消費税率を乗じてえた額を加えた上で支払うものとする。

2 前項に定める派遣料及び割増派遣料の算出基準については、5分単位とする。また、5分に満たない時間については切り捨てるものとする。

なお、派遣料金及び割増料金において生じた円未満の金額については切り捨てるものとする。

3 派遣労働者が、欠勤、遅刻等によって別紙仕様書に定める当該派遣労働者の就業日又は就業時間に就業しなかった場合、甲は当該就業しなかった日又は時間に相応する派遣料を支払うことを要しない。ただし、乙が代替労働者を派遣した場合はこの限りではない。

（権利義務譲渡等の制限）

第4条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

(秘密の保持)

第5条 乙又は乙の派遣員は、この契約の履行によって知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らし、または他の目的に利用してはならない。

- 2 乙は、甲に派遣する派遣労働者に対して、前項の義務を遵守させなければならない。
- 3 本契約が終了した後も、本条は、存続するものとする。

(派遣員の交代等)

第6条 甲は、乙の派遣員が業務の遂行にあたり、著しく不適切と認められる場合、その理由を明示し、かつ猶予期間を与えたうえで派遣員の交代を乙に要請することができる。

- 2 乙は、乙の事情により派遣員の変更を要する場合、事前に甲に対して変更の理由等を通知し、派遣員の変更をすることができる。

(派遣員の増減員)

第7条 甲が乙に対して年度途中で派遣員の増員または減員を要求した場合、乙は仕様書を満たした派遣員を速やかに派遣すること。

(就業)

第8条 派遣労働者は甲の指定する場所において就業する。具体的な就業場所、就業日、就業時間その他具体的就業事項は別紙仕様書に記載のとおりとする。

- 2 乙は、派遣員が休暇、病気等の事情により就業することができない場合には、甲に対しできる限り事前の了解を得るものとする。
- 3 甲は、乙の派遣員が休暇、病気等の事情により就業することができない場合は、乙に代替要員の派遣を求めることができる。

(甲の規則等の遵守)

第9条 派遣員は、甲の職場秩序を維持するため、甲が指示する諸規則に従わなければならない。

(派遣員に対する責任)

第10条 乙は、派遣員に対する課税の負担、その他人事管理に関する関係法令の適用について、派遣先使用者責任を除く一切の責任を負わなければならない。

(苦情処理)

第11条 甲は、派遣員から派遣就業に関して苦情を受けた場合には、速やかに乙にその旨を通知するものとする。

- 2 乙は、前項の通知を受けた場合には、迅速かつ適切な処理を図るものとし、甲は、これに協力するものとする。

(代金の請求及び支払)

第12条 代金は月額請求とし、甲は、適法な支払い請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

(支払遅延利息)

第13条 甲は、自己の責に帰すべき事由により前条の支払期日までに代金を支払わない場合、請求代金に対し、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。

(損害賠償)

第14条 乙が、この契約条項に違反して甲に損害を与えたとき又は、乙の派遣員が業務遂行上故意若しくは過失により甲に損害を与えたとき、乙は、損害額を甲に賠償しなければならない。

(契約の変更)

第15条 甲又は乙は、この契約の締結後、著しい経済情勢の変動、天災地変、公租公課の改定その他の事情の変化により、この契約条項によることが著しく不合理であると認められる場合は、契約の内容の変更を申し入れすることができるものとする。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙がこの契約条項に違反したとき又は、乙の過失怠慢によって義務を履行する見込みがないと認められるときは、いつでも契約を解除することができる。
2 乙は、乙の責に帰することができない特別の理由により、この契約業務の遂行が不可能な場合は、甲の承諾を受け、この契約を解除することができる。
3 甲は、都合によりこの契約を解除する必要がある場合は、30日以上のお猶予をもって、書面による解約の申し入れをしたうえで、この契約を解除することができる。

(危険負担)

第17条 天災その他甲乙何れの責にも帰せられない事由によって、個別派遣契約の継続が不可能となった場合には、当該個別派遣契約は失効するものとする。

(紛争等の解決方法)

第18条 甲乙間に紛争若しくは疑義が生じた場合、又は、この契約に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(暴力団等反社会的勢力の排除)

第19条 乙は、甲に対し、本件契約時において、乙（乙が法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者。）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）に該当しないことを確約する。
2 乙は、甲が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。

(暴力団等反社会的勢力の排除による解除等)

第20条 甲は、乙が暴力団等反社会的勢力に属すると判明した場合、催告をすることなく、本件契約を解除することができる。
2 甲が、前項の規定により、個別契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わない。

3 第1項の規定により甲が本契約を解除した場合には、乙は甲に対し違約金を払う。

(裁判管轄)

第21条 この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。

上記契約締結を証するため、本証書2通を作成し、双方記名捺印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル
独立行政法人医薬品医療機器総合機構
契約担当役 井上 誠 一

乙